

富山県認定中心市街地支援事業 別表

別表 1 調査研究事業

事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
認定中心市街地において、認定基本計画に記載された事業及び附帯・関連する事業（商業振興関連施策に限る）を実施するための調査・研究事業	認定基本計画記載事業及び附帯・関連事業を実施するための調査・研究事業に要する経費	補助対象経費の3分の1以内。ただし、10,000千円を限度とする。

別表 2 計画推進事業

事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
認定中心市街地において、認定基本計画に記載された事業及び附帯・関連する事業	認定基本計画記載事業及び附帯・関連事業に要する経費	補助対象経費の3分の1以内とし、補助限度額は同一事業あたり最長3年間までで3年間の補助金総額20,000千円を限度とする。

※別表1及び別表2に定めるもののほか、補助対象経費については、知事が別に定めるものとする。